

みやしろ健康福祉プランー高齢者編ー (高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)の策定について

1 計画策定の趣旨

介護保険法及び老人福祉法の規定により、町は3年間の介護保険事業計画、老人福祉計画の策定をする必要があります。

現在の第8期の計画が令和5年度で終了することから、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画を「みやしろ健康福祉プランー高齢者編ー」として策定するものです。

2 予定スケジュール

- 令和5年3月 ・「みやしろ健康福祉プラン高齢者編策定に伴うアンケート調査調査報告書」を作成
- 令和5年6月 ・策定コンサルティング業務委託先の決定
請負業者 株式会社アイアールエス
- 令和5年6月～ ・みやしろ健康福祉事業運営委員会高齢者福祉部会 開催
・みやしろ健康福祉プラン策定委員会（庁内会議）開催
・計画骨子の検討
・計画素案の協議
- 令和5年11月 ・議会全員協議会において計画素案の説明
- 令和6年1月 ・パブリックコメントの実施
- 令和6年2月 ・みやしろ健康福祉事業運営委員会において、計画案及び第9期（令和6年度から令和8年度）介護保険料案の説明
- 令和6年2月 ・議会全員協議会において、計画案及び第9期（令和6年度から令和8年度）介護保険料案の説明
- 令和6年2月 ・3月定例会に「宮代町介護保険料条例の一部を改正する条例」を提案
- 令和6年3月 ・みやしろ健康福祉プランー高齢者編ーの策定